

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第七条関係）	1
◎健康保険法（大正十一年法律第七十号）（附則第八条関係）	4
◎船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第九条関係）	5
◎地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十条関係）	6
◎地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（附則第十一条関係）	7
◎地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）（附則第十二条関係）	8
◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十三条関係）	10
◎社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第十四条関係）	11
◎地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（附則第十五条関係）	12
◎国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（附則第十七条関係）	20
◎公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（附則第十八条関係）	21
◎法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（附則第十九条関係）	22
◎地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（附則第二十条関係）	23
◎判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（附則第二十一条関係）	25
◎日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（附則第二十二条関係）	26
◎東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（附則第二十三条関係）	28

◎ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）
（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （年金特別会計における子ども手当に関する経理） 第三十一条の二 （略） 第三十一条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第六項及び第七項、第百十二条、第百十三条第四項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百十条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十一条第六項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるの	附 則 （年金特別会計における子ども手当に関する経理） 第三十一条の二 （略） （新設）

は「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号二中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第七項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十三条第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、第百十八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、

「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」と、
第百十九条中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手
当勘定」と、第百二十条第二項第四号中「児童手当勘定」とあるの
は「児童手当及び子ども手当勘定」と、「第四項」とあるのは「第
四項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一
項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二
十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法
第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特
別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用され
る児童手当法附則第七条第五項において準用する同法第十八条第二
項」と、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児
童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

2 4 (略)

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

2 4 (略)

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）
（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第八条の二 （略） （平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例） 第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条の拠出金に関する第百五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）とする。」とする。 （都道府県単位保険料率の算定の特例等） 第八条の四 （略）	附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第八条の二 （略） （新設） （都道府県単位保険料率の算定の特例等） 第八条の三 （略）

改 正 案	現 行
附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第八条の二 （略） （平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例） 第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、」 号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。」とする。 第九条 （略） 2 （略）	附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第八条の二 （略） （新設） 第九条 （略） 2 （略）

◎ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）
（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		
法律	法律	事務	法律	法律	事務
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）	この法律（第二十三条及び第三十条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）	（略）	平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）	この法律（第二十三条及び第三十条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第号）	この法律（第二十四条から第二十七条まで及び第三十四条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）	（略）	（新設）		

改 正 案	現 行
附 則 （子ども手当に要する経費に係る特例） 第三十九条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）又は平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の規定が適用される場合における第十条第十五号の規定の適用については、同号中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び子ども手当」とする。	附 則 （子ども手当に要する経費に係る特例） 第三十九条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定が適用される場合における第十条第十五号の規定の適用については、同号中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び子ども手当」とする。

◎ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）
（附則第十二条関係）

改正案

附則

（平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第六条の三 平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十三年年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額を控除した額とし、平成二十四年度及び平成二十五年年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき 九、〇六三 円
市町村	人口	一人につき 五、六六〇 円

二 二兆七千六百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額（第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決

現行

附則

（平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第六条の三 平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十三年年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額を控除した額とし、平成二十四年度及び平成二十五年年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき 九、〇六三 円
市町村	人口	一人につき 五、六六〇 円

二 二兆七千六百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額

（傍線の部分は改正部分）

定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

三 一兆四千二百六十六億円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2・3 (略)

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第十条第三項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

から前号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

三 一兆四千二百六十六億円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2・3 (略)

4 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）
（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （平成二十三年度における子ども手当の支給を受けている者に関する特例） 第八条 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第七条第十一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定の適用については、同号中「児童手当の」とあるのは「子ども手当の」と、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第六条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）」と、第二十九条の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。	附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給を受けている者に関する特例） 第八条 平成二十二年四月一日から平成二十三年九月三十日までの間における第七条第十一号の二、第二十九条の二及び第三十一条第三項の規定の適用については、第七条第十一号の二中「児童手当の」とあるのは「子ども手当の」と、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条」と、第二十九条の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項中「児童手当」とあるのは「子ども手当」とする。

◎ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）
（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第二条関係） 一〇二十八（略） 二十九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 二十九の二 平成二十二年法律第十九号 法律（平成二十二年法律第十九号） 二十九の三 平成二十三年法律第十九号 特別措置法（平成二十三年法律第十九号） 三十〇三十三（略）	別表第一（第二条関係） 一〇二十八（略） 二十九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 二十九の二 平成二十二年法律第十九号 法律（平成二十二年法律第十九号） （新設） 三十〇三十三（略）

◎ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（抄）
（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 この法律は、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度等子ども手当支給法」という。）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）の施行により子ども手当（平成二十二年度等子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給特別措置法の定めにより児童手当とみなされる部分を含む。以下同じ。）に要する費用についての地方公共団体の負担が発生すること並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行により生じた児童手当に要する費用についての地方公共団体の財源の不均衡があること並びに個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「地方税法等改正法」という。）の	（趣旨） 第一条 この法律は、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。）の施行により子ども手当（平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法の定めにより児童手当とみなされる部分を含む。以下同じ。）に要する費用についての地方公共団体の負担が発生すること並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行により生じた児童手当に要する費用についての地方公共団体の財源の不均衡があること並びに個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「地方税法等改正法」という。）の施行により自動車取得税の収入が減少

施行により自動車取得税の収入が減少することに伴い地方税法第百四十三条の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村に対して交付するものとする。

2 地方特例交付金の種類は、児童手当及び子ども手当特例交付金（平成二十二年等子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給特別措置法の施行による子ども手当に要する費用についての地方公共団体の負担の発生に対処するために平成二十三年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び減収補填特例交付金（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるため（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該減収額及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため）に当分の間の措置として交付する交付金という。以下同じ。）とする。

3・4 （略）

（児童手当及び子ども手当特例交付金の額）

第三条 平成二十三年度分として交付すべき児童手当及び子ども手当

することに伴い地方税法第百四十三条の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村に対して交付するものとする。

2 地方特例交付金の種類は、児童手当及び子ども手当特例交付金（平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法の施行による子ども手当に要する費用についての地方公共団体の負担の発生に対処するために平成二十三年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び減収補填特例交付金（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるため（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては、当該減収額及び地方税法等改正法の施行による自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるため）に当分の間の措置として交付する交付金という。以下同じ。）とする。

3・4 （略）

（児童手当及び子ども手当特例交付金の額）

第三条 平成二十三年度分として交付すべき児童手当及び子ども手当

特例交付金の総額は、平成二十二年度等子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給特別措置法の施行により発生した地方公共団体の子ども手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（次項及び第五項において「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

2 平成二十三年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（第四項第七号及び第十一号において「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

3 平成二十三年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 調整対象都道府県 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年度前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数で按分した額

ロ 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数で按分した額

ハ 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当引上対象児童数で按分した額

ニ 平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の平成二

特例交付金の総額は、平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法の施行により発生した地方公共団体の子ども手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（次項及び第五項において「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

2 平成二十三年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（第四項第六号及び第九号において「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

3 平成二十三年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 調整対象都道府県 調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の子

ども手当負担対象の子ども数で按分した額に、平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数で按分した額及び平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当引上対象児童数で按分した額の合算額を加算した額

十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

二 調整対象外都道府県 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年前期調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外都道府県の平成二十三年前期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

ロ 平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十二年等子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十二年等子ども手当支給法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数(第七号において同じ。)

四・五 (略)

六 平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

七 平成二十三年度前期調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額 都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十二年等子ども手当支給法の規定による子ども

二 調整対象外都道府県 調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数で按分した額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十二年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子ども及び平成二十三年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数(第六号において同じ。)

四・五 (略)

六 調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額 都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額に、調整対象都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数の総数の都道府県の子ど

手当の支給に係る額（第十号において「平成二十三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）に、調整対象都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数の総数の都道府県の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数の総数の総数に占める割合を乗じて得た額

八・九 （略）

十 平成二十三年度前期調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額 平成二十三年度前期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から前三号に掲げる額の合算額を控除して得た額

十一 平成二十三年度後期都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額 都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額

5 平成二十三年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（第七項第七号及び第十一号において「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

6 平成二十三年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 調整対象市町村 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年度前期調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子ども数で

も手当負担対象の子ども数の総数に占める割合を乗じて得た額

七・八 （略）

九 調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額 都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から前三号に掲げる額の合算額を控除して得た額

5 平成二十三年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の総額は、児童手当及び子ども手当特例交付金総額の二分の一に相当する額（第七項第六号及び第九号において「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。）とする。

6 平成二十三年度分として各市町村に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 調整対象市町村 調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の

子ども手当負担対象の子ども数で按分した額に、平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年交付総額

按分した額

ロ 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象市町村平成二十二年
度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当対象児童の数で按分した額

ハ 平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象市町村平成二十二年
度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当引上対象児童数で按分した額

ニ 平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金
総額を総務省令で定めるところにより各市町村の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

二 調整対象外市町村 次に掲げる額の合算額

イ 平成二十三年度前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特
例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外市町村の平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの
数で按分した額

ロ 平成二十三年度後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金
総額を総務省令で定めるところにより各市町村の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

7 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 平成二十三年度前期子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十二年
度等子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十二年
度等子ども手当支給法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共団
体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算
定した数(第七号において同じ。)

を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童手当対象
児童の数で按分した額及び平成十九年児童手当法改正法に係る
調整対象市町村平成二十二年
度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象市町村の児童
手当引上対象児童数で按分した額の合算額を加算した額

二 調整対象外市町村 調整対象外市町村児童手当及び子ども手当
特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外市
町村の子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

7 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十二年子ども手当支
給法第三条第一項に規定する子ども及び平成二十三年子ども手当
支給法第三条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に
伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で
定めるところにより算定した数(第六号において同じ。)

四・五 (略)

六 平成二十三年後期子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十三年子ども手当支給特別措置法第三条第一項に規定する子どものうち平成二十三年子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

七 平成二十三年前期調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十二年子ども手当支給法の規定による子ども手当の支給に係る額(第十号において「平成二十三年前期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」という。)に、調整対象市町村の平成二十三年前期子ども手当負担対象の子どもの数の総数の市町村の平成二十三年前期子ども手当負担対象の子どもの数の総数に占める割合を乗じて得た額

八・九 (略)

十 平成二十三年前期調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 平成二十三年前期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から前三号に掲げる額の合算額を控除して得た額

十一 平成二十三年後期市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額のうち平成二十三年子ども手当支給特別措置法の規定による子ども手当の支給に係る額

(算定の時期等)

第五条 総務大臣は、第二条第四項に規定する地方特例交付金の額を

四・五 (略)

六 調整対象市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額に、調整対象市町村の子ども手当負担対象の子どもの数の総数の市町村の子ども手当負担対象の子どもの数の総数に占める割合を乗じて得た額

七・八 (略)

九 調整対象外市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額 市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額から前三号に掲げる額の合算額を控除して得た額

(算定の時期等)

第五条 総務大臣は、第二条第四項に規定する地方特例交付金の額を

、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。ただし、地方特例交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、地方特例交付金の額を決定し、又は既に決定した地方特例交付金の額を変更することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により地方特例交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方公共団体に通知しなければならない。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第十一条 総務大臣は、地方特例交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び第五条の規定により各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の額を決定し、又は変更しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定により地方特例交付金の額を決定したときは、これを当該地方公共団体に通知しなければならない。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第十一条 総務大臣は、地方特例交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び第五条の規定により各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

◎ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）
 （附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
附則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 4 （略） （平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例） 5 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十條第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。	附則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 4 （略） （新設）

◎ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）
（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第三条 （略） （平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例） 第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十條第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。	附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第三条 （略） （新設）

◎ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）
（附則第十九条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 6 （略） （平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例） 7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十條第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。 8 （略） （一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される検察官等に関する読替え）	附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 6 （略） （新設） 7 （略） （一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される検察官等に関する読替え）

◎ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）
（附則第二十條關係）

改 正 案

附 則

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に係る特例）

第五條 平成二十三年十月二日から平成二十四年三月三十一日までに成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三條の規定の適用については、同條の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同條中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第六條第一項」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第九條の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十條の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この條において「特例給付等」という。）」とあるのは「同法の規定による子ども手当」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「同法第七條第一項」とあるのは「同項」と、「第八條第二項（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七條第二項」とする。

現 行

附 則

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律に係る特例）

第五條 平成二十二年四月一日に成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三條の規定の適用については、同條の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同條中「含む。以下この條において同じ。」とあるのは「含む。」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第十條（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この條において「特例給付等」という。）の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十一條（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当又は特例給付等の支払を一時差し止められている者その他平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）附則第三條の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この條において「特例給付等」という。）の支給要件」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第四條に規定する要件」と、「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七條第一項の」とあるのは「第六條第一項の」

と、「」の認定」とあるのは「」に対する認定の請求」と、「その認定」とあるのは「その認定の請求」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

2 平成二十二年四月二日から平成二十三年九月三十日までに成立する移行型地方独立行政法人に関する第六十三条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当」とあるのは「子ども手当」と、同条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第六条第一項」と、「受けているもの」とあるのは「受けているもの（同法第九条の規定により子ども手当の額の全部又は一部を支給されていない者、同法第十条の規定により子ども手当の支払を一時差し止められている者その他同法附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）」とあり、及び「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一項の」とあるのは「第六条第一項の」と、「第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第七条第二項」とする。

◎ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百二十一号）（抄）
（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 6 （略） （平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例） 7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十條第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法」とする。	附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 6 （略） （新設）

改 正 案	現 行
附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第七十五条 （略） （平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法の特例） 第七十六条 機構が、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第二十七條第二項及び第四十八條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む」。	附 則 （平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例） 第七十五条 （略） （新設）

む。」と、第二十六条第二項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」と、第二十七条第二項第一号中「児童手当法」とあるのは「児童手当法第二十二條第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法」と、「及び同条第八項」とあるのは「並びに児童手当法第二十二條第八項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十二條第八項」と、第四十八條第一項中「児童手当法」とあるのは「児童手当法（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

（政令への委任）

第七十七条（略）

（政令への委任）

第七十六条（略）

◎ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）
 （附則第二十三条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される児童手当法等の拠出金の免除の特例） 第百二条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号。以下この条において「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項（平成二十二年法律第十九号。以下この条において「平成二十二年法律第十九号」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項を含む。以下この条において同じ。）に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第二項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第二項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の額（第二号に掲げる者にあつては、第四十二条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする。）を免除するものとする。	（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項に規定する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき同条第一項に規定する拠出金の額（第二号に掲げる者にあつては、第四十二条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする。）を免除するものとする。

一 第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）まで

二 第四十二条第一項の規定により掛金を免除された学校法人等同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）まで

一 第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月）まで

二 第四十二条第一項の規定により掛金を免除された学校法人等同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月）まで